

都留市医療機関物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価の高騰による経営への影響を受けている医療機関に対し、支援金を交付することにより、その経営の安定を図り、もって地域における持続可能な医療提供体制の維持及び質の高いサービスの継続的な提供をするため、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、令和8年9月1日時点において医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき、市内に開設している医療機関(都道府県が開設するものを除く。)であって、休止し、又は廃止していないこと。

(支援金の交付額等)

第3条 支援金の交付額は、別表のとおりとする。

2 支援金の交付は、1医療機関につき1回限りとする。

(支援金の交付申請等)

第4条 対象の医療機関が支援金の交付を受けようとするときは、都留市医療機関物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を、令和8年12月28日までに市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、都留市医療機関物価高騰対策支援金交付決定(不交付決定)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、又は交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 令和9年3月31日までの間に、当該事業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により、当該支援金の交付を受けたと認めるとき。

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3条関係)

区分	交付額	
	基本額	加算額
①病院	①400,000円	一般・精神病床1床あたり 10,000円
②有床診療所	②200,000円	
③無床診療所・歯科診療所	③100,000円	なし